



上富田町告示第 140 号

下記規則を公布する。

令和8年 9月29日

上富田町長 奥 田 誠



記

1. 上富田町財務規則の一部を改正する規則

上富田町財務規則の一部を改正する規則

（令和 8 年 9 月 2 9 日
規 則 第 2 3 号）

（上富田町財務規則の一部改正）

上富田町財務規則（平成 25 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 87 条の次に次の 1 条を加える。

（随意契約による場合の手続）

第 87 条の 2 政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

- （１）発注の見通しを公表すること。
- （２）契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法等を公表すること。
- （３）契約を締結した後において、その契約状況を公表すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

上富田町財務規則の一部を改正する規則（案）

新旧対照表

新	旧
<u>（随意契約による場合の手続）</u> <u>第87条の2 政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。</u> <u>（1）発注の見通しを公表すること。</u> <u>（2）契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法等を公表すること。</u> <u>（3）契約を締結した後において、その締結状況を公表すること。</u>	